平成２７年（フ）第９４６号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目１番４―407号
債務者　悦家あや子（旧姓長谷川・平）
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９５７号
札幌市北区北33条西３丁目２番23号　豊和ビル２階202号
債務者　中村　節子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９７１号
札幌市中央区北４条西14丁目１番地62　イーホライズン桑園605号
債務者　田中　正貴
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９８０号
札幌市中央区南５条西９丁目1012番地４　ドルチェ札幌503号
債務者　勝野　直樹
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９９１号
北海道江別市野幌若葉町13番地の１　サクセスマンション301号
債務者　一柳　正明
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１００５号
札幌市北区新琴似８条14丁目８番６号
債務者　作田松四郎
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０１７号
札幌市東区北24条東21丁目４番12号　前田コーポＢ102号
債務者　菅井　奈緒
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０１８号
札幌市西区西町北14丁目３番５―301号
債務者　木村　　光
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０２２号
北海道北広島市大曲南ヶ丘１丁目８番地11　サウスオブヒルズ105号
債務者　中川　明美
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０４０号
札幌市東区北24条東３丁目３番26―201号
債務者　木村　雅美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０４１号
札幌市白石区東札幌５条４丁目４番35号　サンテラス東札幌202号
債務者　南　　佳恵
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１４号
群馬県藤岡市小林462番地８
債務者　藤田　瑞樹
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１０３６号
大阪府柏原市田辺１丁目３番22―203号　ニシグチマンション
債務者　中山　　茂
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４０２号
堺市北区百舌鳥陵南町２丁674番地４
債務者　峯垣美佐子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４０９号
堺市中区土塔町79番地５―307号、前住所堺市中区深井水池町3320番地
債務者　北口　幸子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４１３号
大阪府藤井寺市大井３丁目11番46号
債務者　谷村　信之
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４１４号
大阪府藤井寺市大井３丁目11番46号
債務者　谷村　理子（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係